

別紙「児童・生徒・PTA総合補償制度ご加入のご案内」とともにご覧ください。

秋田県PTA連合会

児童・生徒・PTA総合補償制度の補償概要

学校契約団体傷害保険 (傷害保険普通約款+学校契約団体傷害保険特約(学校の管理下外のみ補償)+細菌性食中毒補償特約)

PTA団体傷害保険 (傷害保険普通保険約款+PTA団体傷害保険特約+細菌性食中毒補償特約+熱中症危険補償特約)

保険金をお支払いする場合		保険金をお支払いしない場合
学校契約団体傷害保険	PTA団体傷害保険	
被保険者が学校の管理下外(※)で被ったケガについて保険金をお支払いします。 (※)学校の管理下外とは、「学校の授業中」、「在校中」、「教育委員会その他の機関、団体が行う教育活動行事への参加中(教職員が引率するものに限ります。)」のいずれにも該当しない間をいいます。 (注)入院保険金、手術保険金、通院保険金は、事故の日からその日を含めて7日目以降においてなお、入院または通院した場合に限り、入院または通院を開始した日から保険金をお支払いします。	被保険者が日本国内におけるPTA行事参加中(※)に被ったケガについて保険金をお支払いします。 (※)「PTA行事*参加中」とは次の間をいいます。 - 被保険者の所属するPTA(単位PTAとその単位PTAが所属し、もしくは構成員となっている組織)の管理下(指揮、監督および指導下)においてPTA行事に参加している間 - PTA行事に参加(集合から解散まで)するためにPTAが指定する集合・解散場所と被保険者の自宅との通常の経路による往復中 *PTA行事とは、日本国内においてPTAが企画・立案し主催するまたは共催する行事でPTA総会、運営委員会などPTA会則(名称のいかんを問いません)にもとづく手続きを経て決定されたものをいいます。	(学校契約団体・PTA団体共通) ●故意または重大な過失 ●自殺行為、犯罪行為または闘争行為 ●自動車(自動二輪車・クレーン車等を含みます。・原動機付自転車の無資格運転・酒気帯び運転・麻薬などを使用している運転中に被ったケガ) ●病気・心神喪失などおよびこれらを原因とするケガ(例えば歩行中に病気により意識を喪失し転倒したためにケガをした場合など) ●入浴中の溺水(ただし、引受保険会社が保険金を支払うべきケガによって生じた場合には、保険金をお支払いします。) ●妊娠・出産・早産 ●むちうち症、腰痛、その他の症状でそれを裏付けるに足りる医学的他覚所見のないもの ●地震・噴火またはこれらによる津波 ●戦争・革命・内乱・暴動 ●放射線照射・放射能汚染 (PTA団体のみ) ・被保険者がピッケルなどの登山用具を使用する山岳登山、ハンググライダー搭乗などの危険な運動を行っている間に生じた事故 ・独立行政法人日本スポーツ振興センター災害共済給付の対象となりうるべき児童・生徒のケガ (学校契約団体のみ) ・大学の課外活動中の被保険者がピッケルなどの登山用具を使用する山岳登山、ハンググライダー搭乗などの危険な運動を行っている間に生じた事故 など
死亡保険金	ケガにより事故日を含めて180日以内に亡くなった場合に、死亡・後遺障害保険金額の全額をお支払いします。 (注)既にお支払いした後遺障害保険金がある場合には、その額を死亡・後遺障害保険金額から控除してお支払いします。	
後遺障害保険金	ケガにより事故日を含めて180日以内に後遺障害が生じた場合に、後遺障害の程度に応じて、死亡・後遺障害保険金額の4%～100%をお支払いします。 (注)お支払いする保険金は、保険期間を通じて、死亡・後遺障害保険金額が限度となります。	
入院保険金	ケガにより入院した場合に、[ご契約の保険金日額×入院日数]をお支払いします。(1事故につき、事故日を含めて180日以内の入院が対象)	
手術保険金	ケガにより所定の手術を受けた場合に、次のいずれかの算式による額をお支払いします。(1事故につき、事故日を含めて180日以内の手術1回限度) ①入院中に受けた手術の場合 [入院保険金日額×10] ②①以外の手術の場合 [入院保険金日額×5]	
通院保険金	ケガにより通院(通院に準じた状態(※1)および往診を含みます。)した場合に、[ご契約の保険金日額×通院日数]をお支払いします。(1事故につき、事故日を含めて180日以内の通院のうち90日限度) (※1)骨折・脱臼・靱帯損傷などで、保険の約款に定める部位(長管骨・脊柱など)を固定するためにギブスなど(※2)を常時装着した状態をいいます。 (※2)固定帯・サポーターなどの任意で容易に着脱できるもの、および、骨の固定のために体内に挿入された器具は含みません。	

細菌性食中毒補償特約 ケガに細菌性食中毒およびウイルス性食中毒を含みます。

熱中症危険補償特約 ケガに急激かつ外来の日射または熱射による身体障害を含みます。(PTA団体傷害保険のみ)

PTA賠償責任保険

(賠償責任保険<個人用>普通保険約款+PTA特別約款+
提供飲食物危険補償特約+法律相談・クレーム対応費用補償特約)

日本国内でPTA管理下(注1)において保険期間中に生じた次の事故につき、PTAが法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害を補償します。

<PTA活動(注2)の遂行に伴う賠償事故>

PTA活動の遂行に起因して生じた偶然な事故により、他人にケガ(死亡を含みます。)をさせたり、他人の物を壊したりしたとき。

<保管物に係わる賠償事故>

第三者から借用し、PTAが使用・管理するスポーツ用具等の財物(保管物)をPTA会員または児童・生徒が壊したり、紛失したり盗まれたとき。

※1事故につき10万円または保管物の時価額のいずれか低い額を限度に補償します。

	保険金をお支払いする場合	保険金をお支払いしない主な場合
基本補償(管理者賠償責任補償)	保険期間中にPTA管理下(注1)において、被保険者が次の法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害を補償します。ただし、日本国内で発生した事故に限ります。 <PTA活動(注2)に伴う損害賠償責任> PTA活動において生じた偶然な事故により、他人の身体に障害を与えたり、他人の財物を損壊したりしたとき。 <保管物に係わる損害賠償責任> 被保険者が第三者から借用し、使用・管理するスポーツ用具などの財物(以下、「保管物」といいます。)が損壊、紛失、または盗まれたとき。 ●被保険者の範囲 <PTA活動に伴う損害賠償責任> PTAまたはPTA役員 <保管物に係わる損害賠償責任> PTA ●お支払いする保険金 次の賠償金や費用の額をお支払いします。 ①損害賠償金 (注) 損害賠償金の決定にあたっては、事前に引受保険会社の承認が必要です。 ②損害発生・拡大防止費用 ③求償権保全費用 ④緊急措置費用 ⑤争訟費用 ⑥保険会社への協力費用 ●お支払いする保険金の額 ・上記①から④までは、1回の事故につき次の算式により算出した支払保険金の額をお支払いします。ただし、ご契約の保険金額を限度とします。 支払保険金の額 = 上記①の損害賠償金 + 上記②③④の各費用 - 自己負担額 ただし、限度額についてそれぞれ次のとおりとなります。 <PTA活動に伴う損害賠償責任> 1回の事故につきご契約の保険金額が限度。 <保管物に係わる損害賠償責任> 1事故につき10万円または保管物の時価額のいずれか低い額を限度に補償します。 ・上記⑤および⑥は、支出した費用の全額をお支払いします。ただし、⑤について、上記①の額が保険金額を超える場合は、次の算式により算出した額をお支払いします。 支出した争訟費用の額 × (保険金額 ÷ ①の損害賠償金)	<PTA活動(注2)に伴う損害賠償責任><保管物に係わる損害賠償責任>共通 - 故意 - 戦争・革命・内乱・暴動 - 地震・噴火またはこれらによる津波 - 被保険者が損害賠償に関し第三者との間に約定を締結している場合において、その約定によって加重された損害賠償責任 - PTA活動の終了後に行われたPTA活動以外の活動によって生じた損害賠償責任 など <PTA活動(注2)に伴う損害賠償責任>のみ - 被保険者が所有・使用・管理する財物の損壊について、その財物に対し正当な権利を有する者に対して負担する損害賠償責任 - 被保険者が所有・使用・管理する施設の改築、修理、取り壊しなどの工事に起因する損害賠償責任 - 自動車などの所有・使用・管理に起因する損害賠償責任 - 被保険者の占有を離れた物または飲食物に起因する損害賠償責任(提供飲食物危険補償特約がセットされている場合、飲食物に起因する損害賠償責任はお支払いの対象となります。) - 被保険者と同居する親族に対する損害賠償責任(ただし、PTA役員が負担する損害賠償責任に限ります。) など <保管物に係わる損害賠償責任>のみ - 保管物の欠陥、自然の消耗もしくは性質による損壊または保管物を貸主に返還した日の翌日から起算して30日を経過した後に発見された保管物の破損によって生じた損害賠償責任 など
提供飲食物危険補償特約	PTA活動中に提供された飲食物に起因して、他人の身体に障害を与えたり、他人の財物を損壊し、被保険者(PTAまたはPTA役員)が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害を補償します。 ただし、回収措置(飲食物の回収・交換・廃棄など)に関する費用はお支払いの対象外となります。 ●お支払いする保険金 「基本補償」の「お支払いする保険金」と同じです。 ただし、「お支払いする保険金」①から④までの額は、保険期間を通じて「PTA活動に伴う損害賠償責任」における1事故あたりの保険金額を限度とします。	- 故意 - 被保険者が損害賠償に関し第三者との間に約定を締結している場合において、その約定によって加重された損害賠償責任 - PTA活動の終了後に行われたPTA活動以外の活動によって生じた損害賠償責任 - 被保険者が所有・使用・管理する財物の損壊について、その財物に対し正当な権利を有する者に対して負担する損害賠償責任 - 故意または重大な過失により法令に違反して提供した飲食物に起因する損害賠償責任 - 提供した飲食物の瑕疵に起因して飲食物自体に発生した財物の損壊に対する損害賠償責任 - 廃棄または遺棄した飲食物に起因する損害賠償責任 - 賞味期限・消費期限を経過した飲食物に起因する損害賠償責任 など

〈PTA・PTA役員がトラブルに巻き込まれた場合の弁護士費用〉（法律相談・クレーム対応費用補償特約）

法律相談・クレーム対応費用補償特約	保険期間中に発生した次のいずれかの事故により、被保険者（PTA）が法律相談を行った場合、または、弁護士委任契約を締結した場合に、引受保険会社の同意を得て負担した弁護士費用（※1）を補償します。 ただし、日本国内で発生した事故に限ります。 ①PTA活動において生じた偶然な事故により、他人の身体に障害を与えたり、他人の財物を損壊したりしたこと。 ②PTAまたはPTA役員（※2）が、PTA活動中にクレーム行為を受けたこと、または、PTA活動に起因して発生したことを原因とするクレーム行為を受けたこと。 （※1）事故日を含めて3年以内に行った法律相談または締結した弁護士委任契約に対する費用に限ります。 （※2）退任した役員を含みます。 ●お支払いする保険金 被保険者が弁護士に対して支払う相談料・着手金・報酬金・手数料・訴訟費用および事故の対応に要した費用（※1）について、費用ごとに保険の約款に定める金額を限度にお支払いします。 ただし、1回の事故（※2）につき100万円かつ保険期間を通じて1億円を限度とします。 なお、顧問料は含みません。 （※1）「基本補償」で支払われるべき費用を除きます。 （※2）同一の事由に対して発生した事故（クレーム行為など）は1回の事故とみなします。	・故意または重大な過失 ・戦争・革命・内乱・暴動 ・地震・噴火またはこれらによる津波 ・台風・洪水または高潮 ・放射線照射・放射能汚染 ・自動車などの所有・使用・管理 ・環境汚染（ただし、不測かつ突発的な事故により発生したものは除きます。） ・PTAまたはPTA役員による診察・治療・医薬品の販売または身体の整形 ・騒音・振動・悪臭・日照不足その他これらに類する事由 など
-------------------	---	---

（注1）「PTA管理下」とは、PTAの指揮、監督および指導下において、PTA活動（注2）を行っている間をいいます。

ただし、PTA会員および児童・生徒がPTA活動（注2）へ参加するための所定の場所と自宅との往復途上はPTA管理下には含みません。

（注2）「PTA活動」とは、日本国内においてPTAが企画・立案し主催または共催する活動で、PTA総会・運営委員会などPTA会則に基づく正規の手続きを経て決定された諸活動をいいます。

〈児童・生徒の日常生活に起因する賠償事故〉（児童・生徒賠償責任補償条項）

児童・生徒賠償責任補償条項	保険金をお支払いする場合	保険金をお支払いしない主な場合
	保険期間中に、日本国内において、児童・生徒が誤ってケガをさせるなど他人の身体に障害を与えたり、他人の財物を損壊し、被保険者が法律上の損害賠償責任を負うことによって被る損害を補償します。 ●被保険者の範囲 ①PTAの児童・生徒 ②①の親権者、その他の法定の監督義務者および監督義務者に代わり監督する親族 ●お支払いする保険金 「基本補償」の「お支払いする保険金」と同じです。 ただし、「お支払いする保険金」①から④までの額は、1回の事故につき、ご契約の児童・生徒賠償保険金額を限度とします。	・故意 ・戦争・革命・内乱・暴動 ・地震・噴火またはこれらによる津波 ・被保険者が損害賠償に関し第三者との間に約定を締結している場合において、その約定によって加重された損害賠償責任 ・被保険者が所有・使用・管理する財物の損壊について、その財物に対し正当な権利を有する者に対して負担する損害賠償責任 ・被保険者と同居する親族に対する損害賠償責任 ・被保険者と生計を共にする別居の親族に対する損害賠償責任 ・自動車などの所有・使用・管理に起因する損害賠償責任 ・被保険者の心神喪失に起因する損害賠償責任 など

事故が発生したときの手続き

（PTA団体傷害保険）

事故が発生した場合には、30日以内に取扱代理店・扱者または引受保険会社までご連絡ください。正当な理由なく30日以内に事故発生のご通知をいただけない場合や、引受保険会社に事故の内容をご通知いただく際知っている事実を告げなかった場合または事実と異なることを告げた場合などには、引受保険会社がそれによって被った損害の額を差し引いて保険金をお支払いすることがありますので、ご注意ください。

- （ご注意）
1. 保険金請求額が10万円以下で、治療期間が3か月以内の場合、「傷害保険金請求書兼同意書」、「傷害保険の事故報告書兼同意書」の各項目に記入捺印の上、診察券のコピーを添えてご提出いただければ、診断書を省略することができる場合があります。
 2. 保険金請求者は、被保険者の方としてください。PTA、学校などが請求者となる場合は、被保険者の方の委任が必要です。
 3. 保険金のお支払いは口座振込で行ないます。口座の名義人は保険金請求者の名義人と同一にしてください。

（PTA賠償責任保険）

事故が発生した場合には、遅滞なく取扱代理店・扱者または引受保険会社まで次の事項をご連絡ください。盗難事故の場合には、所轄の警察署へも届出をしてください。

○事故発生の日時・場所 ○被害者の住所・氏名 ○事故の状況・原因 ○損害賠償の請求を受けたときは、その内容

○同一事故を補償する他の保険契約（共済を含みます。）の有無およびその内容（既に支払いを受けた場合は、その事実を含みます。）

- （ご注意）
1. 示談交渉は必ず引受保険会社とご相談いただきながらおすすめてください。この保険では、引受保険会社が被保険者に代わって被害者との示談交渉を行う「示談交渉のサービス」を行いませんが、万一、被保険者が賠償責任を負う事故が発生した場合には、損害賠償請求が解決するようご相談に応じさせていただきます。
 2. 損害賠償額の決定にあたっては、事前に引受保険会社の承認が必要です。あらかじめ引受保険会社の承認を得ないで賠償責任を認めたり、賠償金などを支払われた場合には、損害賠償責任がないと認められる額を差し引いて保険金をお支払いすることがありますのでご注意ください。
 3. 法律相談・クレーム対応費用補償特約で補償対象となる弁護士費用については、引受保険会社の同意を得てからご負担ください。

保険用語のご説明

あ	ウイルス性食中毒	ノロウイルス等のウイルスに汚染された食品等を摂取したことにより発症した食中毒をいいます。
か	危険な運動	ピッケル等の登山用具を使用する山岳登はん、ロッククライミング、スカイダイビング、ハンググライダー搭乗その他これらに類する危険な運動をいいます。
	ケガ	急激かつ偶然な外来の事故によって身体に被った傷害をいい、有毒ガスまたは有毒物質を偶然かつ一時に吸入、摂取したことによる急性中毒を含みます。 (注)「細菌性食中毒補償特約」付帯の場合は、細菌性食中毒およびウイルス性食中毒も含みます。 【死亡・後遺障害・入院・手術・通院】 ●「急激」とは、突発的に発生し事故からケガまでの間に時間的間隔がないこと ●「偶然」とは、事故の発生原因または結果の一方、または両方が被保険者によって予知できないこと ●「外来」とは、被保険者の身体外部からの作用によることをいいます。上記3要件に該当しない、例えば、「日焼け」、「しもやけ」、「低温やけど」、「疲労骨折」、「テニス肘」、「野球肩」などは、補償の対象になりません。
	後遺障害	身体に残された将来においても医学上回復できない機能の重大な障害または身体の一部の欠損をいいます。
さ	細菌性食中毒	サルモネラ菌等の細菌に汚染された食品等を摂取したことにより発症した食中毒をいいます。
	時価額	保管物と同等の物を新たに購入するのに必要な金額から経過年月や使用による消耗分を差し引いて、現在の価値として算出した金額をいいます。
	自己負担額	補償の対象となる事故によって損害が生じた場合に引受保険会社が保険金を支払わない範囲で、保険金の計算にあたって被保険者の自己負担となる金額をいいます。
	手術	健康保険などの公的医療保険の給付対象として定められている手術および先進医療に該当する手術をいいます。ただし、創傷処理、皮膚切開術、骨・関節の非観血的整復術、抜歯手術などの軽微な手術は補償の対象になりません。
は	P T A 役員	会長、副会長、書記、会計、監査、理事、監事、委員長、副委員長、委員その他これに準じる方をいいます。
	被保険者	保険の対象となる方をいいます。
	保険期間	引受保険会社が保険契約に基づく責任を負う期間をいいます。
	保険金	補償の対象となる事由が生じた場合に引受保険会社が支払う金銭をいいます。
	保険金額	ご契約にあたり引受保険会社とご契約者との間で定める金額(ご契約金額)で、引受保険会社が支払う保険金の額または保険金の限度額をいいます。
	保険契約者	保険契約の申込みを行い、保険料を払い込む方をいいます。
	保険料	ご契約の内容に基づいて、ご契約者から引受保険会社へ払い込みいただく金銭をいいます。

■引受保険会社
AIG損害保険株式会社
秋田支店
〒010-0001 秋田市中通2-3-8 秋田アトリオンビル10階
TEL:018-801-2010